

山下 悠太 退所挨拶



拝啓 新緑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 さて、私こと、平成28年12月より奈良合同法律事務所において執務して参りましたが、この度、当事務所を退所する運びとなりました。
 在職中、皆様方より賜りましたご厚誼とご指導に心から厚く御礼申し上げます。
 至らぬ私ではございましたが、この間の貴重な経験と皆様方からいただいたご指導を忘れることなく、新たな環境において研鑽を積み、なお一層精励する所存でございます。
 本当にありがとうございました。

敬具
 山下 悠太

事務局員 挨拶

田原 隆子

うきうきする春なのに、例年通り花粉症に悩まされています。いよいよ5月に、奈良合同法律事務所は大和ビルを出て、新事務所へ移転します。奈良公園を望める景色の良い大和ビルは思い出がいっぱいです。ちょっとセンチメンタルな気分になりながら引越準備を進めています。
 新しい事務所でリフレッシュ、みな様どうぞお気軽にお越し下さい。

長畑 学

事務所に入所して30年。昨年秋には定年退職を迎え、再雇用の形で勤務しています。
 これまで職員の入退所や同じビル内での部屋の拡張・縮小はありましたが、今度は、思ってもいなかった事務所の移転です。新事務所に慣れるまで、通勤経路を間違えないか心配です。とりあえず、気力・体力を落とさぬよう努力したいと思います。
 ご迷惑をおかけしますが、引き続きご支援をお願いいたします。

石田 奈子

この20数年間、たびたび体調を崩しては休養を繰り返してきましたが、この度やっと根本的原因が判明した、ようです。その病気のお薬を処方してもらったら、私の症状に合ったらしく、劇的といえるほど改善しました。でも先生には「これからは波があるから調子に乗らないように」と言われてます。
 皆様にはご迷惑とご心配をお掛けしましたが、事務所移転に伴い、心機一転、調子に乗らない程度に頑張っていこうと思います。

荻原 恵

出産・育児を経て8年ぶりの仕事復帰、さらに未経験の分野の仕事に、当初は不安や戸惑いもありましたが、先生方に温かく見守っていただき、事務局の先輩方にご指導いただきながら、なんとか1年続けることができました。下の娘がこの春からようやく小学校に上がり少し手が離れるのを機に、法律事務の勉強に取り組み、ご相談者の皆様にも少しでもご安心いただける対応を心がけたいと思います。

新事務所のご案内

奈良合同法律事務所
 〒630-8213 奈良市登大路町5番地 修徳ビル2階 202号
 電話: 0742-26-2457 FAX: 0742-26-3010

電車でお越しの方
 近鉄奈良駅1番出口より 徒歩4分

お車でお越しの方
 来客用駐車場がございませんので、お車でお越しの際は、修徳ビル横の古都モータープール(有料)等をご利用下さい。

新事務所は5月8日(火)に開業します。
電話・FAXの番号は変更ありません。
旧事務所での執務は4月27日(金)までと致します。



奈良合同法律事務所

ニュース

〒630-8213 奈良市登大路町5番地 修徳ビル2階 202号(新事務所)
 電話: 0742-26-2457 FAX: 0742-26-3010
<http://www.naragodo.com/> 発行責任者: 佐藤真理



3000万署名で安倍改憲NO!!

佐藤 真理

現行憲法が危ないと思う人がふえています。世論の力で改憲派多数の国会を包囲しなければならないと思います。安倍首相は、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と明言し、憲法9条に自衛隊の存在を書き込む改憲案をとりまとめ、今年中に国会の衆参両院で議決し(改憲発議)、来春にも国民投票を経て改憲を実現しようとしています。

しかし、自衛隊が憲法に明記されると、自衛隊は「災害救助」「専守防衛」にとどまらず、世界中でアメリカと一緒に武力行使する「軍隊」となり、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を定めた憲法9条の恒久平和主義が崩壊してしまいます。

安倍政権による「改憲発議」を許さず、「誰の子どもも殺さず、殺させない」ために、平和憲法を守り活かすための「3000万署名」にご協力をお願いします。

事務所を4月末に移転します 裁判所の西側から北側へ

吉田 恒俊

奈良合同法律事務所は、1977年4月に奈良地裁の西に接する大和ビル4階の1室から始まりました。その後、所員が増えるにつれて4階フロア全部を借り切り、さらに3階の1室まで借り増して、2010年には一時的に弁護士8人にまで成長しました。

ところが、昨年、ビルのオーナーから古いので建て替えると、全入居者に対し本年末までの明け渡しを求められました。確かに、数年前から執務中毎日のようにお尻から地響きがして地震かとおどろく状況が続いています。大型トラックが前の道路を通るときに発生するとは分かっていますが、その度にビクッとするのはです。

やむなく40年間慣れ親しんだ事務所を立ち退くことになりました。誠に寂しい限りですが、ちょうど修徳ビルの社長さんのご厚意で、2階に入れてもらえることになり、早めに移転をすることになった次第です。

修徳ビルと奈良地裁とは道路をはさんで接していますので、裁判所との距離は今と変わらず便利で、分かりやすいので依頼者の方々にもほとんどご不便をおかけすることはないと思います。41年目にピカピカになった新事務所、人権を守り社会をよくするためにとの思いを新たに、所員一同頑張りたくと決意しております。どうか旧来にましてのご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

編集後記

山下弁護士は5月末、岡本弁護士は6月末に退所予定です。年末までに新しい弁護士を迎え入れて陣容を強化し、自由、人権、平和と民主主義のために奮闘します。(佐藤)



奈良合同法律事務所ホームページ
<http://www.naragodo.com/>



奈良合同法律事務所
 (奈良弁護士会所属)

弁護士 吉田 恒俊
 弁護士 岡本 洋一

弁護士 佐藤 真理
 弁護士 山下 悠太
 事務局員一同



9条改憲を許さず、安倍内閣を早期退陣に追い込もう

弁護士 佐藤 真理

首相の自衛隊明記加憲案は、憲法9条の恒久平和主義に対する国民の支持が高いことから、国民投票を視野に、公明党などの抱き込みを意図した「変化球」です。首相は、「自衛隊の存在を憲法に明記するだけで、自衛隊の任務や活動にはなんら変化はない。」と述べていますが、真っ赤なウソです。首相がいうように、自衛隊が今でも合憲で、自衛隊明記加憲によって自衛隊の任務や活動内容になんら変化がないのであれば、800億円もの国費を使って国民投票をする意味はないはずです。

そもそも、憲法9条の改定は、国民の声ではありません。自衛隊明記加憲案には、立法事実(立法の基礎となり、その合理性を支える社会的経済的事実等)が存在していないのです。

首相らの本心は、自衛隊を「戦力=軍

隊」と位置づけ、米軍とともに海外で武力行使できる「軍事大国」を目指そうとしているのです。

3月下旬に自民党が取りまとめた自衛隊明記加憲案は、集団的自衛権の「限定」行使を認めた安保法制=戦争法を合憲化し、集団的自衛権の全面行使を可能とし、憲法9条2項の空文化・死文化をもたらすものです。

森友学園の国有地取引をめぐる公文書改竄事件で、安倍政権による国民主権と議会制民主主義の蹂躪が大問題となる中、改憲に突き進む首相らの姿はあまりに異常です。

安倍内閣を早期退陣に追い込み、政治の流れを変えましょう。

米朝会談を妨害せず、日朝国交正常化の早期実現を

弁護士 佐藤 真理

鮮脅威論は無関係です。万一、北朝鮮からの急迫不正の侵害があれば、自衛隊は個別的自衛権により反撃できるし、日米安保条約に基づいて米軍が北朝鮮に壊滅的打撃を与えるでしょう。

日本と北朝鮮との間には、戦争しなければならないような固有の紛争要因はなく、戦争の動機は米国と北朝鮮との間にあります。米朝対立の根源は、朝鮮戦争以来の米朝の戦争状態が未だに解消していないことです。戦争状態の解消に向けた和解を通じて北朝鮮が核をもつ動機をなくす以外に解決の道はありません。朝鮮半島分断以来、一貫して敵対関係を続けてきた米朝首脳が史上初めて直接会談することに「原則合意」したことは画期的なできごとです。南北首脳会談及び米朝首脳会談を実現し、それを起点に朝鮮半島に恒久的な平和と安定を実現していくには、多くの課題が残されていますが、この絶好の好機を逃してはなりません。

心配なのは、安倍首相が訪米してトランプ大統領に働きかけて歴史的合意の実現を妨げることです。私たちは、安倍首相を退陣に追い込み、35年に及ぶ植民地支配により朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えた歴史を謙虚に反省し、2002年9月に公表した日朝平壤宣言をベースに交渉を再開し、「日朝国交回復の実現」に向けて、全力を挙げるべき時です。

2005年の6カ国協議共同声明に立ち返り、「朝鮮半島の非核化と北東アジア地域の平和体制の構築」に向けて、関係各国間の協議促進の先頭に立つことこそ、憲法9条を持つ日本の使命だと確信します。



<核兵器禁止に向けて前進を> 人類絶滅の危機と核兵器禁止条約

弁護士 吉田 恒俊

学誌が1947年に創設した地球最後の日までの残り時間を概念的に示すものです。本年1月25日、同誌は地球最後の日を前年から30秒進め、残り2分としました。「北朝鮮と米国による誇張した発言や挑発行為が核戦争を引き起こす可能性を高めた」ことが理由です。

核戦争が起これば、私たちの平穏な生活は根底から崩れます。我々は目先の用事にばかり目を向けていていいのかと思います。知らないことは恐ろしいことです。

それにつけてもおかしいと思うのは、北朝鮮やイランが核兵器をもっているからと戦争までしようというのに、イスラエルやインド・パキスタンなどが持っていることを黙認している世界世論のことです。特にアメリカは北朝鮮とイランの核兵器だけに過敏に反応しています。

私は北朝鮮の核開発を中止させることに大賛成です。4月から5月にかけての南

北朝鮮と米朝の首脳会談を通じて、北朝鮮だけでなく米中も核開発を中止すべく合意を進めるべきです。こうして核兵器禁止条約を実効あらしめるために、世界中から核兵器をなくす運動へと発展させるべきではないでしょうか。米国は強く抵抗するでしょうが、それ以外に人類に未来はありません。

中国を電撃訪問した金正恩氏も同じような意見を述べているので、米中首脳がその気になれば、とりあえず東北アジアの非核化を実現することも夢ではないと思います。

もちろんその方向に国際世論が高まる必要があります。私たちもこの地球と人類が生き延びるために今こそ声を上げる必要があります。そのために、日本政府が核兵器禁止条約の署名と批准をよう求め、さらにヒバクシャ国際署名を大きく広げる必要があります。

<宗教と裁判> 奈良でも神社が揺れています 玉置神社事件と大神神社事件から

弁護士 吉田 恒俊

今、宗教界が揺れています。特に神道の世界が混乱しているようです。奈良県でも例外ではありません。地元氏子を無視して強引に神社の経営をする宮司に反対した氏子の責任役員を罷免して、宮司に言いなりの人を任命してもめています。宮司は神に仕える神職の代表であり、同時に世俗たる宗教法人の代表者でもあります。宮司は、祝詞を上げるとともに札束を勘定し、神社の財産管理を宮司の独断ですることから、氏子の人たちから批判を受けるのです。

県南の鎮守である玉置神社では、平成24年11月に新たに宮司となったU氏は、10名の神職らを次々と解雇し、自分だけ多額の給料や出張手当を受け取り、神代杉の宿り木を地元の反対を無視して伐採するなど、独断的運営が改まらなかったの

で、宮司以外の3名の責任役員全員と多数の氏子総代が連名で奈良県神社庁に宮司罷免の具申をしました。これに対し、宮司は具申した7名全員を責任役員と氏子総代から罷免したのです。不当な罷免は奈良地裁と大阪高裁で無効と判断されました(現在宮司側が上告中)。

また、全国有数の神社である大神神社でも、宮司が規則に反して30億円もの直会殿・能楽堂の新築工事を、入札せず随意契約で特定業者と契約するというので、入札すべきとする地元氏子と対立してきました。しかし、宮司はあくまでその業者と契約するとして、強く宮司を批判してきた責任役員S氏を平成29年8月、氏子名簿から除名しました。これによって責任役員と氏子総代の地位をも失ったS氏は、奈良地裁に地位保全の仮処分を申立て、平成30

年2月これが認められて、責任役員などの地位に復帰しました。

宗教界に対する国民の関心は高まっています。私たちは積極的に信仰を持っていても、何となくどこかの神社の氏子か寺院の檀家になっていることが多いと思います。私たちは宗教を信じるかどうかに関わらず、日本の歴史と伝統を正しく継承するという意味で、寺社の運営を宮司や住職任せにせず、日頃から関心を寄せる必要があると思います。